

# 還 付 請 求 権 譲 渡 通 知 書

千葉県自動車税事務所長 様

<p><b>譲渡人</b> (納税義務者)</p> <p><b>住所・所在地</b> _____</p> <p><b>氏名・名称</b> (代表者役職・氏名) _____</p> <p><b>電話番号</b> _____</p>	<p>実印</p>	<p><b>譲受人</b> 氏名・名称 (代表者役職・氏名) _____</p> <p><b>住所・所在地</b> _____</p> <p><b>電話番号</b> _____</p>
--	-----------	--

◎ 過誤納還付金振込口座(譲受人と同一名義の口座に限ります。)

鉛筆や消せるボールペンは  
使用しないでください。

金融機関名	本・支店名	口座の種別及び番号	口座名義
銀行 信用金庫 労働金庫 協同組合	本店 支店 出張所	普通 No. 当座 その他 ( )	(カナで記入してください)

私(譲渡人)は、下記過誤納還付金(還付加算金含む。)に係る還付請求権を、上記譲受人に \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日に譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号	還付の発生事由及び年月日	過誤納額																					
<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1. 千葉</td><td>2. 習志野</td><td>3. 千</td><td>4. 袖ヶ浦</td><td>5. 野田</td><td>6. 成田</td><td>7. 柏</td> </tr> <tr> <td>8. 市川</td><td>9. 船橋</td><td>A. 松戸</td><td>B. 市原</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>かな</td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	1. 千葉	2. 習志野	3. 千	4. 袖ヶ浦	5. 野田	6. 成田	7. 柏	8. 市川	9. 船橋	A. 松戸	B. 市原							かな				1. 抹消 _____年__月__日 (当該年度の2月末までに抹消登録するもの) 2. 誤納 _____年__月__日 3. その他 ( _____年__月__日 )	_____円 ※ 抹消の場合は、抹消登録月の翌月から年度末までの月割課税額
1. 千葉	2. 習志野	3. 千	4. 袖ヶ浦	5. 野田	6. 成田	7. 柏																	
8. 市川	9. 船橋	A. 松戸	B. 市原																				
			かな																				
<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">税 目 (自動車税)</th> <th>年 度</th> </tr> <tr> <td>1. 種別割</td> <td>2. 環境性能割</td> <td>年度</td> </tr> </table>	税 目 (自動車税)		年 度	1. 種別割	2. 環境性能割	年度																	
税 目 (自動車税)		年 度																					
1. 種別割	2. 環境性能割	年度																					

**【備考】 ※必ずお読みください。**

- 1 この書類は、**還付の事由が発生した日から10日以内**(休日等の場合はその翌日)に自動車税事務所に届くよう提出してください。それ以降に提出されたものについては、納税義務者に還付される場合があります。
- 2 **抹消登録が済んでいない場合は、受理できません。(抹消登録日を必ず記入し、抹消が確認できる書類の写しを添付してください。)**
- 3 この書類を提出されても、譲渡人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当し、充当後の残額が還付されます。したがって、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しませんので、御注意願います。
- 4 過誤納還付金は口座振り込みにより還付します。
- 5 譲渡人は、**実印を押印の上、印鑑証明書(原本)を必ず添付**してください。住所を変更している場合は住民票等(コピー可)が必要です。
- 6 納税義務者が死亡しており相続人が譲渡人である場合は、相続人代表者指定(変更)届出書その他の添付書類が必要ですので、必ず事前に下記宛お問い合わせください。
- 7 **提出された還付請求権譲渡通知書及び添付書類については、返却いたしませんので御了承ください。**

**送付先・問合せ先 〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11 千葉県自動車税事務所還付課 TEL 043-243-2721**

# 記入例

※6月5日に売買した車両を6月12日に抹消したケース  
千葉県自動車税事務所長 様

## 還付請求権

個人の場合は住所・氏名、  
法人の場合は所在地・法人名・  
代表者の役職・氏名を記入してく  
ださい

住所・所在地	千葉県千葉市中央区市場町1	住所・所在地	千葉市中央区問屋町2
譲渡人 (納税義務者)	氏名・名称 株式会社千葉県 (代表者役職・氏名) 代表取締役 千葉 一郎	譲受人	氏名・名称 株式会社自動車税 (代表者役職・氏名) 代表取締役 自税 太郎
電話番号	043-0000-0000	電話番号	043-0000-0000

実印

法人の場合は、代表者印

### ◎ 過誤納還付金振込口座(譲受人と同一名義の口座に限ります。)

鉛筆や消せるボールペンは  
使用しないでください。

金融機関名	本・支店名	口座の種類及び番号	口座名義 (カナで記入してください)
自動車 銀行 信用金庫 労働組合 協同組合	問屋町 本店 支店 出張所	普通 当座 その他 ( )	カ) ジドウシャゼイ

私(譲渡人)は、下記過誤納還付金(還付加算金含む。)に係る還付請求権を、上記譲受人に令和2年 6月 5日に譲渡したので通知します。

記

譲渡の日は必ず記入

自動車登録番号								還付の発生事由及び年月日		過誤納額
1. 千葉	2. 習志野	3. 千	4. 袖ヶ浦	5. 野田	6. 成田	7. 柏	1. 抹消 2年 6月 12日 (当該年度の2月末までに抹消登録するもの)		____円  ※ 抹消の場合は、抹消登録月の翌月から年度末までの月割課税額	
8. 市川	9. 船橋	A. 松戸	B. 市原	2. 誤納 ____年 ____月 ____日		3. その他 (____年 ____月 ____日)				
3	0	0	かな ち	1	1	1	1			
税目(自動車税)				年度						
1 種別割		2 環境性能割		2 年度						

【備考】※必ずお読みください。

- この書類は、還付の事由が発生した日から10日以内(休日等の場合はその翌日)に自動車税事務所に届くよう提出してください。それ以降に提出されたものについては、納税義務者に還付される場合があります。
- 抹消登録が住んでいない場合は、受理できません。(抹消登録日を必ず記入し、抹消が確認できる書類の写しを添付してください。)
- この書類を提出されても、譲渡人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当し、充当後の残額が還付されます。したがって、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しませんので、御注意願います。
- 過誤納還付金は口座振り込みにより還付します。
- 譲渡人は、実印を押印の上、印鑑証明書(原本)を必ず添付してください。住所を変更している場合は住民票等(コピー可)が必要です。
- 納税義務者が死亡しており相続人が譲渡人である場合は、相続人代表者指定(変更)届出書その他の添付書類が必要ですので、必ず事前に下記宛お問い合わせください。
- 提出された還付請求権譲渡通知書及び添付書類については、返却いたしませんので御了承ください。

事由を○でかこみ発生年月日を記入してください

送付先・問合せ先 〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11 千葉県自動車税事務所還付課 TEL 043-243-2721